

秋田県職務育成品種許諾実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県職務育成品種要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する利用権の許諾（以下「許諾」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 県内公共団体等とは、公益社団法人秋田県農業公社、全国農業協同組合連合会秋田県本部、秋田県産米改良協会、一般社団法人秋田県果樹協会、県内各農業協同組合、市町村、商工会等のほか、育成者権共有者とする。
- (2) 種苗の最終的な供給範囲とは、許諾を受けた品種の種苗を、有償無償に関わらず業として譲渡する生産者の居住地とする。

(許諾の条件)

第3条 許諾は、当該品種の種苗が長期間にわたって安定的に供給されることにより農業振興に資することに鑑み行うものとする。よって種苗供給が安定的に行われないおそれがあるとき又は第8条に規定する遵守事項が守られないおそれがあるときは、許諾を行うことができない。

(許諾を受ける者の公募)

第4条 知事は、許諾を行おうとするときは、県ホームページへの掲載等により許諾を受ける者を公募するものとする。

2 前項の規定は、主要農作物については適用しない。

(許諾の手続き)

第5条 許諾の手続きは次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 許諾を受けようとする者は、許諾様式第1号の1の許諾申請書を知事に提出するものとする。
 - (2) 知事は、前号の許諾申請書を受理したときは、当該品種の許諾の可否を決定し、許諾様式第2号の1により当該申請者に通知する。
 - (3) 知事は、前号により許諾することに決定した者と登録品種にあっては許諾様式第4号の1の契約書、出願品種にあっては許諾様式第4号の2の契約書により許諾契約を締結するとともに、許諾様式第3号の許諾証を発行する。
- 2 許諾を受けた者（以下「許諾者」という。）が許諾期間満了後引き続き許諾を受けようとするときは、許諾期間満了の1カ月前の日まで再許諾申請書を知事に提出するものとする。この場合の手続きは、前項に準ずる。
- 3 許諾者が許諾の範囲を変更しようとするときは、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 許諾の範囲を変更しようとする者は、許諾様式第1号の2の変更許諾申請書を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前号の変更許諾申請書を受理したときは、当該品種の変更許諾の可否を決定し、許諾様式第2号の2により当該申請者に通知する。
- (3) 知事は、前号により変更許諾することに決定した者と許諾様式第4号の3の変更契約書により変更許諾契約を締結する。

(許諾の期間)

第6条 許諾の期間は、許諾行為が生産者に対する安定的な種苗供給により農業の振興に資することを目的としていることに鑑み、原則として当該年度当初からの3カ年とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては3年未満とすることができる。

- (1) 3年未満に、育成者権の存続期間が終了する品種、育成者権の消滅が見込まれる品種、又はその他の理由で許諾の必要性がなくなる品種
 - (2) 会計年度の途中から許諾を行う場合
- 2 その他、正当な理由がある場合には、許諾を受けようとする者と知事が協議し、許諾期間を短縮することができるものとし、その基準については別に定める。

(許諾実施料)

第7条 許諾者から徴収する許諾実施料は別に定めるものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、本項によらず定めることができる。

- 2 第1項により納入された許諾実施料は、事由の如何を問わず還付しない。

(遵守事項)

第8条 知事は、許諾を決定した者と許諾契約を締結するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らせるものとする。

- (1) 当該品種に係る許諾契約書で定める行為以外に利用し、又は第3者に利用させないこと。
- (2) 許諾された権利を第3者に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の処分を行わないこと。
- (3) 登録品種又は出願品種の種苗を業として譲渡の申出をし又は譲渡する場合には、当該品種の名称を使用すること。
- (4) 許諾された種苗の譲渡価格は、生産費等を勘案した適正な価格とすること。
- (5) 種苗の生産に当たっては、当該品種を開発した試験研究機関等の指導を受けること。
- (6) 許諾した品種の種苗の最終的な供給範囲は、原則として県内に限ることとし、県外への転売を禁止する旨を周知するよう努めること。

(試験研究機関の責務)

第9条 許諾した品種を育成した試験研究機関等は、当該品種を許諾した者に対し、種苗法第61条に定める基準を満たす種苗生産を行うことができるよう栽培技術等の指導を行わなければならない。

(実績等の報告)

第10条 許諾者は、許諾期間中毎年度3月末日までの許諾に係る種苗生産譲渡実績について許諾様式第5号の報告書を4月末日まで知事に提出しなければならない。

2 知事は、登録品種の種苗の生産譲渡状況に関し必要に応じて許諾者から報告を求め、又は職員を派遣し調査することができるものとする。

(延滞金債務)

第11条 知事は、許諾者が予め指定された納入期限までに許諾実施料を納入しなかったときは、延滞金を支払わせるものとする。

2 延滞金の額の算定は、秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）第260条の規定による補助金等の延滞金利率を準用するものとし、納入期限翌日からの日割り計算とする。

(契約の解除)

第12条 知事は、許諾者が次の各号の一に該当したときは、期限を定めてその是正を求めるものとする。

2 前項による是正がなされないときは許諾契約を解除し許諾契約を解除できるものとし、これにより県が損害を受けたときはその賠償を求めることができる。

- (1) 第7条に規定する許諾実施料を支払わなかったとき。
- (2) 第8条の許諾に係る遵守事項を守らなかったとき。
- (3) 第10条第1項の種苗生産譲渡実績報告書の提出を怠たり又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第10条第2項の報告を怠たり又は虚偽の報告をしたとき及び調査に適当な事由がないのに応じないとき。
- (5) 第11条に規定する延滞金を支払わなかったとき。

附則 この要領は、平成24年 4月1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 6年12月1日から施行する。